

第1回 困難な問題を抱える女性への支援に関する徳島県基本計画検討部会 議事概要

1 日 時 令和5年10月16日（月）午後1時30分から午後3時まで

2 場 所 徳島県庁 11階1104会議室

3 出席者の氏名

阿部 頼孝 徳島文理大学名誉教授

木村 直子 鳴門教育大学大学院学校教育研究科准教授

齋藤 敦 徳島県労働組合総連合幹事

齋藤 誠一郎 徳島県医師会常任理事

坪内 奈津子 徳島県女性協議会会長

平野 文子 徳島県助産師会監事

<会議次第>

1 開 会

2 あいさつ（男女参画・人権課長）

3 議 事

（1）「困難な問題を抱える女性への支援に関する徳島県基本計画（仮称）素案」について

（2） その他

4 閉 会

<資料>

資料1 困難な問題を抱える女性への支援に関する徳島県基本計画（仮称）概要

資料2 困難な問題を抱える女性への支援に関する徳島県基本計画（仮称）素案

資料3 困難な問題を抱える女性への支援に関する徳島県基本計画（仮称）策定に係る民間団体
ヒアリング結果

参考資料1 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の概要

参考資料2 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律のポイント

<議事概要>

- 1 議事（1）「困難な問題を抱える女性への支援に関する徳島県基本計画（仮称）素案」について、事務局（男女参画・人権課）より説明
- 2 質疑応答

（部会長）

それではここから質疑、意見交換に移りたいと思います。ご質問、ご意見がある方はどうぞお願いいたします。どなたからでも結構ですので、いかがでしょうか。

（委員）

15ページですけれども、教育・啓発の推進のところ、子どもたちのことについて、アダルトビデオに出演や児童ポルノ、児童買春などについて書いてありまして、ここで、アダルトビデオに出演した者がいるのでしょうか。

（事務局）

本県においてそういう相談があったかということでしょうか。
おそらく今のところは、無いと思います。

（委員）

本当に、ここに書いてあることが素晴らしく良いことなんですけれども、これをしていくために人が一番ですよ。そしたら、ここに書かれているように今までよりも人がたくさん要るようになりますよね。それについて、国の方からそういった配慮はあるのでしょうか。補助金は出るのでしょうか。

（事務局）

現状、相談員を雇う場合は、国費2分の1の補助が出るようになっておりまして、支援する人を任用する場合には、大体が国費2分の1の補助が出るようになっております。

（委員）

私も詳しく知らないんですけれども、DVとか、一時保護するとか、そういった方たちについては、民間団体の方がすごく一生懸命されておりまして、皆さん非常に懐事情が苦しい中でされているんです。これ非常に難しいことですので、なかなか対応しにくいところがあるので、そういったところで、人の配置とか研修とか書いてありますけれども、致し方ないことですが、お金が動かないとなかなかできていきにくいことだと思うんです。それについてはどうなのでしょうか。民間団体へもそういった配慮はあるのでしょうか。

（事務局）

今すでに、民間団体への助成スキームがあって、要望があるところに助成をしている状況があります。これは、国が4分の3支援してくれている制度があって、その中で県もお金を出して補助をしているかたちになります。この制度自体は、県単独でなかなかできないので、国の制度の支援が大きくなれば、県においてもその制度に向かって支援が拡充していくかたちになるんですけども、現在のところ、国の方からその支援も体制が拡大するとは言われてはないので、今のところ言いますと、現状のスキームで対応するかたちになるかと思えます。

（委員）

市町村も職員の方が、手一杯の仕事をしているので、こういった対応をするとなったら、また人員が必要になるかと思うんですけれども、そういったところはどうなのでしょうか。

(事務局)

市町村の方につきましても、女性支援を行う相談員を配置してくださる場合は、国の方から2分の1の人件費が出るようになっております。

(委員)

ということは、今は、市町村から申出がなかったら今のままってということですね。

(事務局)

そうですね。すぐには市町村も手がいっぱいではなかなか難しいかと思うんですけど、県の計画にも書いてありますとおり、市町村の役割があって、県が計画をつくりましたら当然市町村にもこれを周知していくことになりますので、市町村の方にも我々もこういう計画にあることを対応していく、働きかけしていくことになると思います。その中で市町村もそういう配置を手厚くしてもらえたらと考えております。

(委員)

ありがとうございました。

(部会長)

それ以外の委員さんいかがでしょうか。お願いします。

(部会長代理)

お聞きしたいことや意見があります。まず一つは、基本計画の1ページのところで策定の趣旨というのが書かれているんですけども、策定の趣旨の中には、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の概要の内容を踏まえられていると思うんですけども、趣旨の中に基本理念の部分で重視されている、それぞれの困難を抱える女性のそれぞれの意思が尊重されるとか、人権が擁護されるだとか、そういうキーワードが漏れているかと思うので、上手に策定の趣旨の中にも基本理念に該当する部分が入っていたほうが良いのではないかなという意見なんですけど。

それから、3ページのところなんですけど、意見というよりは、どうしてこうなるのかなと思うんですけども、どういうことかという、3ページのところのグラフを見ると平成30年からだんだんちょっと横ばいとも読めるし、相談件数も目減りしてきている現状で、その下を見てもらうと、10代の相談が少なく、20代も少なく、30代、むしろ40代はたくさん相談にきている現状があって、ただ、ページをめくってもらって5ページに移ると年代別の一時保護の状況というところを見ると、18歳未満の人でも一時保護があったり、多いのは20代と30代で一時保護されている現状があって、ということは、相談にかからずに緊急事態となって一時保護される若年の人が多いと言っているかわからないんですけど、一定数わりとたくさんいらっしゃる。

だから、すごく国自体も大きな課題として上げているのが、若年、若い女性への支援が行き届いていないということで、徳島県でもやっぱり相談援助っていうレベルでは、若い世代への相談援助が届いていないのか、ニーズがないのかどうかかわからないんですけど届いていないのかなというところが少し気にかかります。それを受けての課題、10ページのところの課題のところでも若年の女性に対する支援の充実っていうのが、SNSだけじゃなくて、何とか相談、一時保護をされているわけなので、その前の相談体制を考えられないかなとか、その部分が充実できないかなというのを盛り込めるといいのかなと少し一意見ですけど思いました。

それから、もう一点なんですけど、17ページのところに同伴児童の支援ということが書かれていて、同伴児童等への支援というのが国の中でもすごく重視されている、DVの中で子どもがその中にいる場合は重視されていて、本県の中にも子どもへの支援の手続きのことがなかなか不明瞭というか、こども女性相談センターにつながったケースは、そこは児相とつながっているのでもうまくいくんですけど、そうじゃないときにも、施設にまで入れたら支援が行き届くかもしれないんですけど、そこまでたどり着く人も一部、全体ではないので、何かそういう過程の中で困難な問題を抱える女性と同伴している子どもたちへの支援についても、DVで支援につながった人に同伴してい

るだけじゃない、もうちょっと広がりのある対策ができたらなという印象を持ちました。

最後、ちょっと純粋な疑問なんですけど、18ページの下の居場所づくりの参加者数というのが、現状値と目標値があがっているんですけど、これ令和4年276人参加があつて、1250人って5倍、すごい倍になっているんですけど、見通しというか、こんなことしようかなという見通しがあつての数字なんですか。

(事務局)

これは、5年間の累計を目標値としているので、かつこで累計と書かせていただいています。だいたい毎年このくらいずつはということ。

(部会長代理)

毎年276人で累計で1250人。ありがとうございます、すみません見落とししていました。以上です。

(部会長)

今のご質問と関連してちょっと教えていただきたいと思います。今日は特に中央・南部・西部のこども女性相談センターの方が御出席をされているので、よろしくお願いします。

委員さんのほうで、若年者の相談があまりなくて、急に保護みたいなシェルターに入るみたいな、数字からはそういうふうに取り取れるというご発言があつたんですが、現場でおられて、若年層がにっちもさっちもいかなくなってレスキューに来る感じなんでしょうか。そういう事例があつたら教えていただきたい。

(事務局)

令和2年度18歳未満の保護件数は3件、18歳から19歳は1件となっております。通常未成年は、児童相談所の保護対象年齢となりますが、これらの事案は、妊娠やパートナーからの暴力が主な要因で、一時保護となっております。

若年の妊婦を保護する場合には、同一組織内の児童相談所としっかりと話し合い、また市町村とも連携を取った上で対応させていただいているところです。

若い方の相談は、少ない印象です。パートナーから暴力を受けているといったような相談も10代の方からいただくことも非常に少ないです。現場で相談を受けている中では、暴力を受けている認識が乏しいのか、気づきがないのかなと感じます。やはり、デートDVなどの教育は、小さい時から必要だと思います。それから相談しやすい環境、若い方に電話相談は難しいと思うので、民間団体等のSNS相談など、敷居の低い相談方法を周知していく必要があると思っております。

(部会長)

ありがとうございます。

ある年齢がくれば、いろんな社会的な経験も増えてくるから、これはちゃんとしたところに相談しないとダメだとなると思うんですけどね。でも、同時に若い人の場合は、児相や学校の生徒指導の先生方なんか絡んで来ると思うんですけど、その辺りでうまく網に掛かってくれるといいんだけど、何らかのかたちでそれから漏れちゃうと、ちょっと悲劇的な結末を迎えたりするようなこともあるかもしれませんね。

(部会長代理)

その網が上手に設定できるといいんですね。細やかな、学校は学校でいろいろな細やかな考えで始めているし、子どもの居場所づくりでも細やかに考えているので、この枠組みでもやっぱり何か設定をこれまで通りだけじゃなくて、若い人は相談したいとか、SNSを書き込みみたいと思うような。

(委員)

助産師会のほうでも、小学校、小中高で性教育を行っているんですけど、やっぱり、性教育って実際行っても、集団なんですよ。学生や生徒を集めて、そこで助産師が月経ってというのはこういうふうなんですとか、妊娠はとか話しても、全体に言っているの、一人ひとりの生徒に浸透しているかといえば、それはあまりしていないと思うんです。先生方もその都度、保健でも話はされているんですけども、今問題になるような子どもたちと実際に直接会って、自分の身体はこういうふうに大事なんだということ、女性だけが妊娠するってことは。男性は口では言っても、身体自体支障を受けるのは女性であって、そのことを個人的に言ってあげられることが必要と助産師会も言っているんですけど、本当に集団の中では伝わってないんじゃないかなって。そのあたり、もっと体を大切にすることを突っ込んで話せたらいいのと思うんです。なかなか難しいですね。妊娠というのは、男性と女性ふたりの共同作業ですから、そのあたりを小さい時からしっかり教えてあげるっていうのが大事なんじゃないかなと思います。

(部会長)

今、妊娠ということでお話があったんですが、まさにこれは母体の保護、それから命の大切さに関わる問題だと思います。こういった分野の専門家である委員さん、どうぞよろしくお願ひします。

(委員)

もう一つは基本的なことで、1 ページ目の策定の趣旨で、こども女性相談センター、配偶者暴力相談支援センター、ときわプラザの男女共同参画総合支援センター、それからよりそいの樹とあるんですね。総合的にみんな集まっていたことはなかったのでしょうか。みんなバラバラにしていたみたいなイメージだったのでしょうか。この法律ができて総合的にやりなさいという趣旨がありますので、こうやってこの会ができたわけですけども。

(事務局)

組織的な話をさせていただくと、こども女性相談センターに関しては、中央、南部、西部の3箇所があり、その中に、女性支援を担当している婦人相談所の部門に私たちは属しています。そこに配偶者暴力相談支援センター、性暴力被害者支援センター「よりそいの樹とくしま」もあります。名称は3つありますが、私たちそれぞれに3つ看板が掛かっているという状態で、職員に区分けはありません。児童相談所は、同じ組織内の別担当です。児童を担当している者、女性を担当している者、同一組織ですので、連携は非常に取りやすいです。

(委員)

この一つのキーワードである、切れ目ない包括的な支援というのは、その中ではできている。しかし、ときわプラザであるとか民間との話ですね、それをしなければいけないということですね。以上です。

(部会長)

先ほどのご発言と関連して言わせていただきますと、今日の会議のテーマではないんですが、性教育に関してはいわゆる“はどめ規定”があって、性行為、あるいは妊娠については、まあ言えば、本当に一番大事なことについては具体的に教えてはいけないという雰囲気が教育現場にはあったと聞いております。これからは、もっともっとちゃんとした性教育について、またこれからの命の大切さ、人権の尊重という大きな流れの中で性教育の在り方も、考えていくような時期が来ているのではないかなと思います。

(部会長代理)

県内の高校や中学校によっては、わりと外部人材に来ていただいて、積極的に今制限が掛かっている情報の内容についても地域の人材の登用というかたちで積極的にしているところもあるように学生からは伺っているんですけども、大学に来て初めて知識を得るというのでは実は遅いな

とっていて、私も大学で児童福祉を担当しているので、支援をする前にまず正しい知識を身に付けてもらうという話の際には、やっぱりバラツキが、県内から来られている生徒さんもきちんと習っている人も最近は出てきていますが、全然習ってきていないという人もいたりしますので、DVの関連の問題と合わせて教育のほうでも大きな問題だなと思います。

(部会長)

講師の先生も専門家の方に来ていただいたほうがいいと思います。

(委員)

女性は妊娠しやすい時期がございますので、変な言い方ですが、妊娠に適した時期というのを知らないで仕事に邁進して、40歳ひょっとして超えられてから子ども欲しいかなと思ってもなかなか難しいですよという話になる。これも性教育、正しい知識という中に入ると思います。

(委員)

性教育の学校の在り方についてお尋ねするんですけど、それこそ、困難な女性を生まないっていうことに大きく関わってくると思うんです。それで今現状は、例えば全部の小学校へそういったことを教えに行っているという状況はあるんですか。

(委員)

全部ではなしに、学校のほうから依頼があつてそちらのほうに出向いて行きます。全部ではないです。学校のほうから依頼をいただいて助産師会から。

(委員)

校長先生の考え方なんです。

(委員)

ていうことは、教育委員会へそういうような申出をして、そこから全部の学校へできていくような状況をつくったらよろしいんですよね。

(委員)

大元から言えばそうでしょうね。

(部会長)

先ほど言いましたように、学校現場では、何かしらリスクのあるものはあまり触りたくないという管理職の方もひょっとしたらおられるかもわかりませんね。それだったら外部の方に来ていただいて、ご指導いただくという方法も考えられるかと思います。

(委員)

学習指導要領でそうなっているのですか。

(部会長)

制限条項、どこかに書いてあると思いますが。

(部会長代理)

一部は残っていますが、消えているものもあります。以前のように、これをしてはいけないみたいな制限条項が全部残っているわけではなくてきているんだけれども、忖度の側面もあると正直は思います。何でも話しても良い状態にはまだなっていない。

性交と妊娠のメカニズム。具体的な話はしないことがある。

なので、盛んな大阪や京都などの関西地区の産婦人科医の先生方で学校に出前授業されるときにも、学校の先生から一覧としてこういう表現は止めていただきたいと今も言われている状況です。制限条項は現在も存在している。こういうことについては止めて下さいと。

(委員)

性教育に行ったときに、ずいぶん前のことですが、校長先生から、なんとなく興味を持つような話し方は止めて下さいということですね。

(委員)

日本ってすごく遅れていますね。本当はそういったことを教えて子どもが自分たちの身体がどうなっていてということを教えないといかんのに、本当に今のお話聞かせていただいて、それだったら女性が大きな負担になるのに、そこを取っ払わないと今のままの状況ではいけないということですよ。それは私たちが言わないといけないことですよ。

(委員)

スウェーデンでは小学生から女の子でもコンドームを持っているそうです。自販機でも売っているらしい。最終的にはレイプされそうになってもこれだけは使って下さいと・・・生徒にはそういう教育もされているようですけど。日本は全然。昔から性ということはタブー視されていた。みんな避けて通るみたいな。けども、人の命にかかわる上で一番大切なのは、今のケースもそういうケースがあるっていうことを聞いたらもっと性教育ということを実際に正しい知識を与えてあげるっていうのも大事なんではないかと思えます。

(委員)

もう18歳も何も関係ありませんので、いたずらにそういった子どもに変な関心を持たせるっていうよりは、やっぱり学校教育できちんとしていけないといかんと思えます。

(事務局)

学校関係機関ではないので詳しくはお伝えできませんが、文部科学省のほう子どもたちへの性教育の取り組みを始めておりまして、資料15ページの真ん中ほどにも記載していますが、文部科学省と内閣府が共同で作成した、「生命(いのち)の安全教育」という取り組みがあります。文部科学省が各幼小中高のほうに指導の手引きをまとめて、教育機関でもスタートするということで、教育機関による若年層への性被害防止という取り組みが始まるという動きがあるようです。なので、また教育委員会の方がおいでたらご説明ができるかと思うのですが、文部科学省が学校現場に大事な教育ということで動いているという状況があります。

(部会長)

我々にできることは限られているかもしれませんが、そういう気運をつくりあげていくっていうのもひとつの使命じゃないかと思うんです。

(委員)

私も小学校中学校の子どもを持つ親でございます。今の議論をお伺いして、性教育を早い段階からしなければいけないということは理解しました。この部会の委員としては、その性教育をするときなのか別の機会なのかわかりませんが、困難な問題を抱える女性に対して相談窓口があるよだとか、一時保護っていう制度があるんだよっていうようなことを早い段階から、小学生あるいは中

学生に伝えるってことも、あるいは必要なんじゃないかなと思ったところです。

それから私、労働組合の人間ですので、そういった立場で申し上げさせていただきますと、困難な問題を抱える女性に対して相談窓口を設けるだとか、あるいは一時的に保護するっていうのは非常に大事だと思うんですが、そのあと、場合によっては生活を経済面で支援するってことももしかしたら必要かもしれません。その体制をより強化していただきたいっていうふうに思います。例えば徳島県の中で、こちらの会を更に広げた男女共同参画の話かもしれませんが、女性の雇用だとかというようなことに関して、労働条件に関して手厚くしている企業等があったら、そういうところを情報共有できるような、県の方と我々が共有できるようなそういう場っていうものを設けていただくと、ああいう組織だったらいいよねっていうようなことで、みんなで認識できるようなかたちになるといいのかなって思いますので、民間の組織との連携っていうようなところが度々出てくるかと思うんですが、2ページのところとかいろいろ書いてくださっていると思いますが、私のイメージする民間団体とこちらでおっしゃっておられる民間団体とは違うのかもわかりませんが、そういったところとの連携という場合に、こういうふうな女性の労働条件を手厚くしているというところがあるよっていうところを情報共有できるような場を設けていただけると有り難い感じです。よろしくお願いします。その中に労働組合も入れていただけると。

(部会長)

一番きついのは経済的困窮だと思います。シングルマザーでDVの被害者で経済的困窮が一番シリアスな状態になりがちですね。行政としてなかなかいろんなプログラムがあって、それぞれ必要な要件があると思われませんが、経済的困窮からいかに救い出すかという視点というのは非常に大事だと思います。

(部会長代理)

漏れている部分は、ハイリスクな要素が重なってないけど、DVの問題を抱えている人が相談の窓口が、経済的困窮を抱えていればとか、子どももいるっていうリスクがいろいろ重なってくると相談窓口に行こうかなってなるんですけど、そのリスクが一個しかなくて、DVの問題で自分一人で、デートDVじゃないですけど、結婚している状況だと、これって相談すべきことなんかなとか、そこがDV、困難を抱える女性の問題の中では今後問題になるといわれていて、女性も子どもがいれば自分より守りたいものがあって、相談にかかろうかなってことになるんですけど、そうじゃないときになかなか相談機関につながらなくて、広く窓口がくれたらいいのになって思います。

(部会長)

ときわプラザで、男性を支援しているプログラムがあるようですが、ちょっとそのお話をしてもらえますか。

(事務局)

ときわプラザのほうは、男女共同参画ということで女性の方の相談も受け付けていますけれども、男性の方の相談も男性に特化した相談も受け付けておりまして、それは心理士さんに来ていただいて男性の相談も受け付けているところがございます。ただやはり女性の方が相談件数としては多くて、しかもDVの話もありますけど、離婚とかいろいろあって、例えば弁護士さんに相談とか女性の方はそういう感じになっておりまして、一方で男性の方の相談というのは、心理士さんが対応する相談窓口をつくっているという状況です。

(部会長)

基本的にDVっていうのは、女性が被害者になる場合が圧倒的なんですけど、ハラッサーっていう男性自体が非常にある面で不幸なんですよ。もともと今回のテーマでは直接ないんですが、一番最初に売春防止法が出てくるわけですね。根本の考え方としてね。これは、市川房枝さんが中心になって作られた画期的な法律だと思うんですが、ずっと女性を保護するという、当時からすればもの

すごく画期的な考え方だったんだけど、じゃあなぜそれが成立したかという、買春に行く男性がいるということが大前提になっていて、それに関して非常に許容的な社会が存在していたということなんです。この前、あるシングルマザーが結婚していたのか同棲していたのかわかりませんが、男性によって4歳になる子どもが殺された。そのときにですね、女性の国会議員の方がツイッターに、恋愛に依存している女性は、自分の子どもの命が守れないとそういうツイートを出していて、いっぱいフォロワーがいるわけですね。私が素直に思ったのは、えっ！って。それって女性が悪いのって。誰が考えても子どもを殺した男性が悪い。男性が本当は咎められなければならないのに、女性の方が悪いというようなミソロジーっていうんですか、根本的に女性に対する差別意識が社会的に底辺にあると思います。だから、この基本計画、素晴らしい計画なんだけど、男性に対してそういうことを生まないような、自分の欲求不満を自分よりも弱い立場の異性や子どもに対してすること自体が自分の人格そのものを非常に傷つけるというか、そういったところの視点が必要ではないかと思います。妊娠というのは、男性がいて女性がいて初めて成立するわけですね、場合によれば女性の方が責任を迫及されて、男性の方は全然知らん顔しているような社会は、やっぱり性教育とか、いろんな場面を通じて是正していくことが求められていると思います。例えば、自衛隊でセクハラが問題になりましたけれども、ハラスメントをするっていうこと自体が男性を不幸にするんであって、その人たちにケアをする支援体制を準備しているということは、非常に素晴らしいことだと思います。

(委員)

それこそ、この困難な問題を抱える女性への支援に関する徳島県基本計画を広げていくっていう意味で、広く県民に知ってもらえる機会があれば良いと思うんです。まず、一つはこういったことが進んでいますよっていうのを広報するのにどういうようにしていくかっていうことなんですけれども、一番手っ取り早いのは講演会ですよ。学習会ですね。それをできたらしていただきたいなと思うんです。関心がある女性はたくさんいますので、ぜひともお願いしたいと思うんです。

(事務局)

わかりました。この計画自体は、今後詰めていった後、12月くらいにパブリックコメントして広く県民から意見を聞こうと思っていて、その段階で広く知ってもらえることができると思うんですけれども、講演会みたいなのが今の段階でできるかどうかははっきりとお答えができませんけれども、ご意見があったということを参考にさせていただいて、考えていきたいと思っています。

(委員)

DV加害者の更生プログラムというのはあるのでしょうか。

(事務局)

民間のほうで。県内でDVの加害者更生をしている団体さんもあります。

(委員)

その成果であるとか、毎年どれくらいの人が受講しているであるとかというのもその団体が持っている。

(事務局)

そうです。

(部会長)

男性の側にも実は自分が病気なんだというハラッサーっていうのに気が付いていない方がたくさんおられます。男性の中にはおられるんですね。まずは、それに気が付くことが第一歩なんです。実は、カウンセリングによってね、私はかじった程度しか知りませんが、例えば、信田さよ子さんとかね、著名な方がおられるようです。そういうところから始めていくのが大事なんじゃないかなと思います。

(委員)

児童虐待で、自分が虐待されて育って、夫となったときに一番身近な人に同じようなDVをしてしまったり、連鎖といいますか、そういうのがあるのかなあと、全く素人でどこかで読んだ気がするんですが、部会長おっしゃるように何か原因があるわけで、そうなるには。

(部会長)

心理療法っていうんですかね、原因があって、カウンセリングをずっとすることによって、少なくとも緩和することはできる。一言お願いします。

(部会長代理)

カウンセリングの中で、今、部会長がおっしゃったように治るといふもの、精神分析とか心理治療によって治るような分析をされているものもあるんですけど、多くのプログラムは治るといふか、今現在の生活に合わせて適応的にしていけるようにという側面がプログラムには大きいんじゃないかなと。治療するといふより、本人自身が連鎖を起こしていることを現実として見て、じゃあ今からどんなふうに関わったらいいのかなという技術的なことを学ぶような教育プログラムの方がどちらかといふとたくさん普及しているかなと思います。わりと長くかかるし、継続的にそれに行き続けることが大事なんで、そういうプログラムを受けるためにそれを支える支援者が、教育プログラムをしてくれる人だけじゃなくて、そこに男性なり女性なりが通い続けることを、横からいつも行っていてえらいよねとか、頑張ってるねとかが大事なのかなと思うので、そのへんは、民間で勉強されてるプログラムの人と行政の相談員の人を支えたと、上手くいけるんじゃないかなと思います。なかなかずっと通うのが大変で、しんどいものだと思います。

(部会長)

時間の関係もあるのですが、今日は、具体的に策定の趣旨の中にもう少しいろんな言葉を入れてほしいとか、キーワードを入れてほしいとか具体的なお話もございました。これをもっともっとできるだけいろんな視点を入れて、せっかくのチャンスですので、先ほど委員さんから広報のことについてお話がございましたけども、私が知事に答申をお渡ししましたけれども、第5次の男女共同参画の計画がやがて、その概要版がまたできると思いますので、追って、こっちのほうの簡単な1枚物でもいいと思うんですよ。できればワンセットで将来的にそういうふうなものができれば、せっかくこういうふうなものを作っているんで、周知していただければ非常に有り難いと思います。

せっかく現場の方、お越しになっているんで、これだけは言っておかなきゃということがあったら。別に今日は主に10代あるいは20代くらいの方の話になりましたけれども、実際にご家庭を持っていて、DVの被害になっていてという方も少なからずおられると思うので、そういう相談ってありますか。

(事務局)

若い方の相談もなんですけど、案外高齢者の相談、電話相談なんですけども、ご高齢の方の相談ってわりとあるなっていうのが最近の傾向です。子育て世代は相談してきてくれても当たり前と思っているんですけど、60代や75です私とか。私は80ですとかっていう方が結婚して50年60年当初から暴力がございましたっていうようなことをカミングアウトでないですけども、その年が来て初めて言うみたいなの、でも、これ以上は辛抱なりませんというようなご相談も高齢社

会やなどひしひしと感じていることがあります。

(部会長)

ぼつぼつ熟年離婚やいうのも私の周りでもあるようです。子どもも独立して、自分も退職もして、これから二人で仲良く暮らしていきたいと思っているんですけど、そういう時期が来て配偶者から突然「長い間、お世話になりました。」っていうようなことがあったら困りますよね。

(事務局)

社会的に今までは、家庭の中で収めて女の人は辛抱せなと思ってた社会だったと思うんですよ。それが今になってこんな法律もでき、県が計画を作るような時になって、やっぱりやっとな外に向いて言えるような社会に変わってきたんやなど、それも一つ感じております。

(部会長代理)

婦人相談員の方も年代のバリエーションが必要ですね。その年代で50年も辛抱してきた人の気持ちを30歳の方が聞いても、その時代背景とかその時感じてこうだったでしょって言われても、はあそうですねって言うのと、本当にそうですねって言うのは全然違うので、その高齢者の60代70代の人が多いのは、実はすごく大事なお話だったような気が今日しました。ますます超高齢社会、どんどんどんどん増えていくときに、私たちの想定しているのが若年とかだけじゃないんだなど。

(部会長)

今日はですね、特に現場の方にもお越しいただいておまして、直接にご意見いただいたりして、おかげで非常に良い会になったんじゃないかなというふうに考えております。

そろそろ終了時刻が近づいておりますけれども、議題2、その他について事務局から今後のスケジュール等について説明をお願いいたします。

- 3 議事(2) その他について、今後の計画策定に関するスケジュールについて事務局(男女参画・人権課)より説明。